

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会法人後見事業運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱第3条の規定に基づき、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会法人後見事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 運営委員会は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の法人後見業務を適正にすすめるために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法人後見人等の受任にかかる適否に関する審議
- (2) 類型移行申立て申請の承認
- (3) 法人後見人等の辞任申立て申請の承認
- (4) 法人後見業務に関する指導及び助言
- (5) その他、本会会長が必要と認めること

(委員の構成)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから4名以上を本会会長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 行政機関関係者
- (5) 本会役員
- (6) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1名おき、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任可能とする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は必要の都度、委員長が招集し議長となる。ただし、初運営委員会は本会会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員が書面審査可能な場合は、書面審査をもって出席に代えることができる。

3 運営委員会は、必要に応じ特定の業務を委員に委託することができる。ただし、その業務の委託を受けた委員は、業務内容について委員会に報告しなければならない。

4 運営委員会の議事は、運営委員会出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。